

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和2年5月26日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎

教企第1062号

令和2年5月8日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正
する条例案等について（回答）

令和2年5月1日付け人第1230号で照会のありました標記のことについては、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案等の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 伊大知

電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 齋藤

電話 内線 8138

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を
改正する条例等について（照会）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、
管理職手当受給者に対する給与減額を措置するため、また、新型コロナウイルス
感染症対策業務に関し感染症等接触手当の特例を措置するため、職員の給与及
び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例等案を別紙の
とおり令和 2 年第 2 回定例会（5 月）に提案する予定ですので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、次の条例の一部改正に関す
る貴委員会の意見をお聴きします。

○ 意見をお聴きする条例名

- ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正す
る条例（給与減額措置関係）
 - ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（第 1 条関係）
 - ・ 学校職員の給与等に関する条例（第 2 条関係）
 - ・ 任期付研究員の採用等に関する条例（第 3 条関係）
 - ・ 任期付職員の採用等に関する条例（第 4 条関係）
- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（感染症等接触手
当の特例関係）

問合せ先
組織人材部人事課
労務グループ 長野
内線 2180

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(期末手当に関する特例)

56 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当に関する特例)

57 令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(期末手当に関する特例)

55 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当に関する特例)

56 令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第9項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(期末手当に関する特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

10 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(第1号任期付研究員に支給するものに限る。)の額は、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(期末手当に関する特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

11 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表（第1条関係）

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）

新	旧
<p>附 則 1～55 （略） <u>（期末手当に関する特例）</u></p>	<p>附 則 1～55 （略） （新設）</p>
<p>56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>（勤勉手当に関する特例）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>57 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	

新旧対照表（第2条関係）

○学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）

新	旧
<p>附 則 1～54 （略） <u>（期末手当に関する特例）</u></p> <p>55 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>（勤勉手当に関する特例）</u></p> <p>56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～54 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表（第3条関係）

○任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）

新	旧
<p>附 則 1～8 （略） <u>（期末手当に関する特例）</u></p>	<p>附 則 1～8 （略） <u>（期末手当に関する特例）</u></p>
<p>9 （略）</p>	<p>9 （略）</p>
<p>10 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（第1号任期付研究員に支給するものに限る。）の額は、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>（新設）</p>

新旧対照表（第4条関係）

○任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）

新	旧
<p>附 則 1～9 （略） （期末手当に関する特例）</p>	<p>附 則 1～9 （略） （期末手当に関する特例）</p>
<p>10 （略）</p>	<p>10 （略）</p>
<p>11 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>（新設）</p>

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、管理職手当を受けるべき職を占める職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当並びに第1号任期付研究員及び特定任期付職員に対して支給する期末手当を減額するため、所要の定めを行う。

(2) 改正の内容

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

(ア) 管理職手当を受けるべき職を占める職員の期末手当に関する特例
(附則第56項関係)

令和2年6月及び12月の期末手当について、8%減額する。

(イ) 管理職手当を受けるべき職を占める職員の勤勉手当に関する特例
(附則第57項関係)

令和2年6月及び12月の勤勉手当について、8%減額する。

イ 学校職員の給与等に関する条例の一部改正

(ア) 管理職手当を受けるべき職を占める職員の期末手当に関する特例
(附則第55項関係)

令和2年6月及び12月の期末手当について、8%減額する。

(イ) 管理職手当を受けるべき職を占める職員の勤勉手当に関する特例
(附則第56項関係)

令和2年6月及び12月の勤勉手当について、8%減額する。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第1号任期付研究員の期末手当に関する特例 (附則第10項関係)

令和2年6月及び12月の期末手当について、8%減額する。

- エ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
特定任期付職員の期末手当に関する特例（附則第11項関係）
令和2年6月及び12月の期末手当について、8%減額する。

- (3) 施行期日
公布日施行